

改正 2020年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、中京大学校友会（以下「校友会」という。）からの寄付金を原資として、学校法人梅村学園（以下「学園」という。）の建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」にのっとり、学術・文化面又はスポーツ面において優れた資質を有する中京大学（以下「大学」という。）の学生に対し、大学が中京大学学術・文化・スポーツ奨学金（以下「奨学金」という。）を支給することを目的とする。

(対象)

第2条 奨学金を支給する対象は、大学の学部又は研究科に在学する学生とする。

(候補者)

第3条 奨学生候補者は、校友会から推薦された者とする。

(委員会)

第4条 中京大学学術・文化・スポーツ奨学生（以下「奨学生」という。）に関する審議を行うため、中京大学学術・文化・スポーツ奨学生審議委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 奨学生の決定に関する事項
- (2) その他奨学生に関する事項

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 企画局長
- (3) 学事局長
- (4) 学生支援部長
- (5) スポーツ振興部長
- (6) 校友会・教育後援会事務センター長
- (7) その他学長が必要と認める者

2 委員長は、学長が務める。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長の招集により、原則として年2回開催する。

(決定)

第8条 奨学生は、第3条に基づき推薦された者の中から、第Ⅰ種奨学生、第Ⅱ種奨学生及び第Ⅲ種奨学生に区分し決定する。

(支給額)

第9条 奨学生には、次の奨学金を支給する。

- (1) 第Ⅰ種奨学生 入学金（入学時のみ）、授業料、教育充実費及び特別施設設備費
- (2) 第Ⅱ種奨学生 入学金（入学時のみ）、授業料の2分の1、教育充実費の2分の1及び特別施設設備費の2分の1
- (3) 第Ⅲ種奨学生 入学金（入学時のみ）

(支給期間)

第10条 奨学金は、最初の支給年次から標準修業年限まで毎年度支給する。

(停止又は資格の喪失)

第11条 奨学生が次に掲げる事項に該当した場合、委員会の審議を経て、奨学金の停止又は資格の取り消しを行うことができる。

- (1) 学業成績が低下したとき
- (2) 競技成績が低下したとき
- (3) 大学の学則その他諸規程に違反したとき

(結果報告)

第12条 委員会は、執行結果を毎年度校友会に報告する。

(所管)

第13条 この規程に関する業務は、学生支援部及びスポーツ振興部が行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、2019年3月13日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。